

《参考》

「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き(令和3年6月)」の一部変更について

- ✓ 令和4年9月1日から「組合等登記令」の一部が改正・施行され、これまでNPO法人の設立の認証等においては、すべての事務所の所在地で登記が必要とされていたところ、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。
- ✓ これを受けて、「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き(令和3年6月)」の一部を変更しました。手引きのご利用にあたっては、本資料についてもご参照ください。

特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き



内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 付
参事官(共助社会づくり推進担当)

内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 付
参事官(共助社会づくり推進担当)

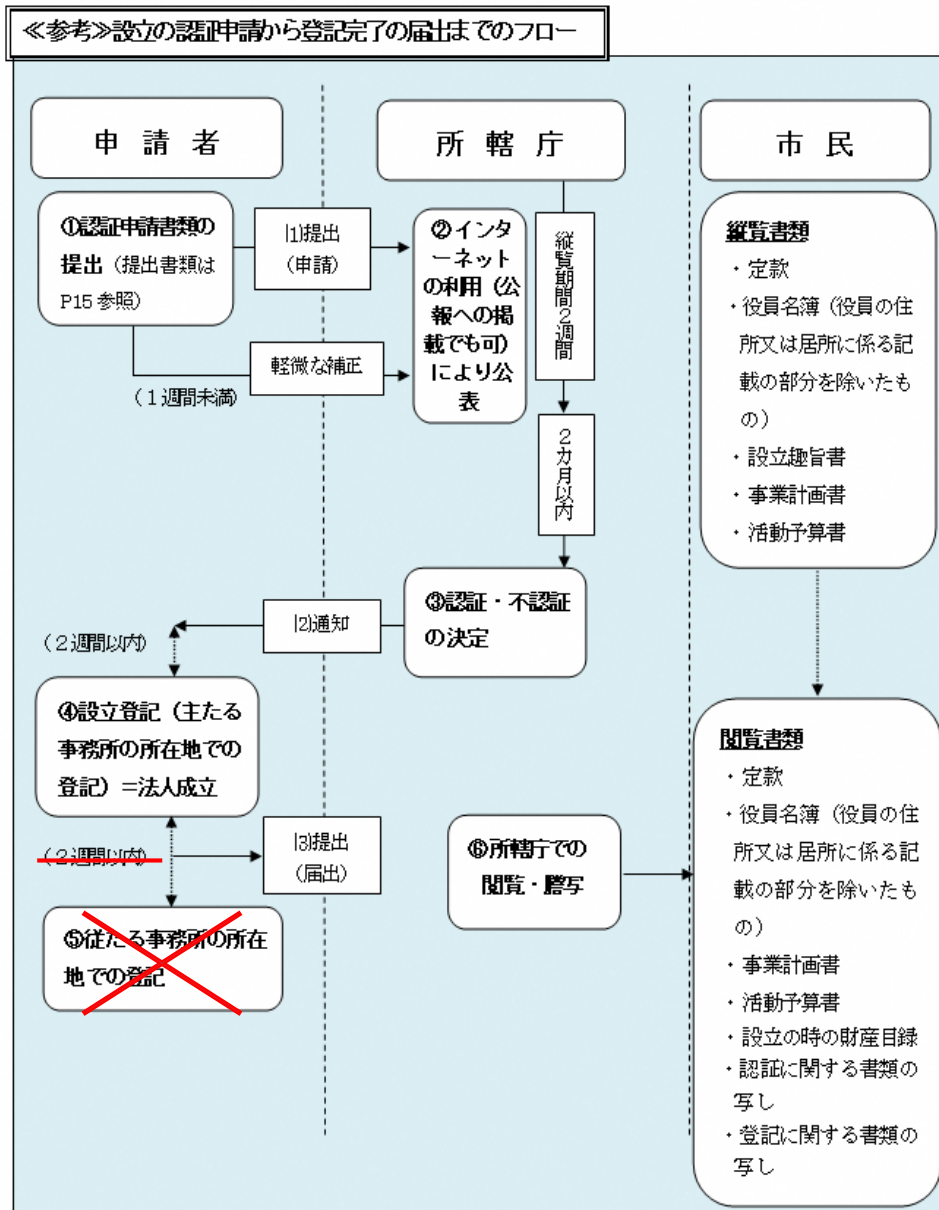
(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。~~また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。~~

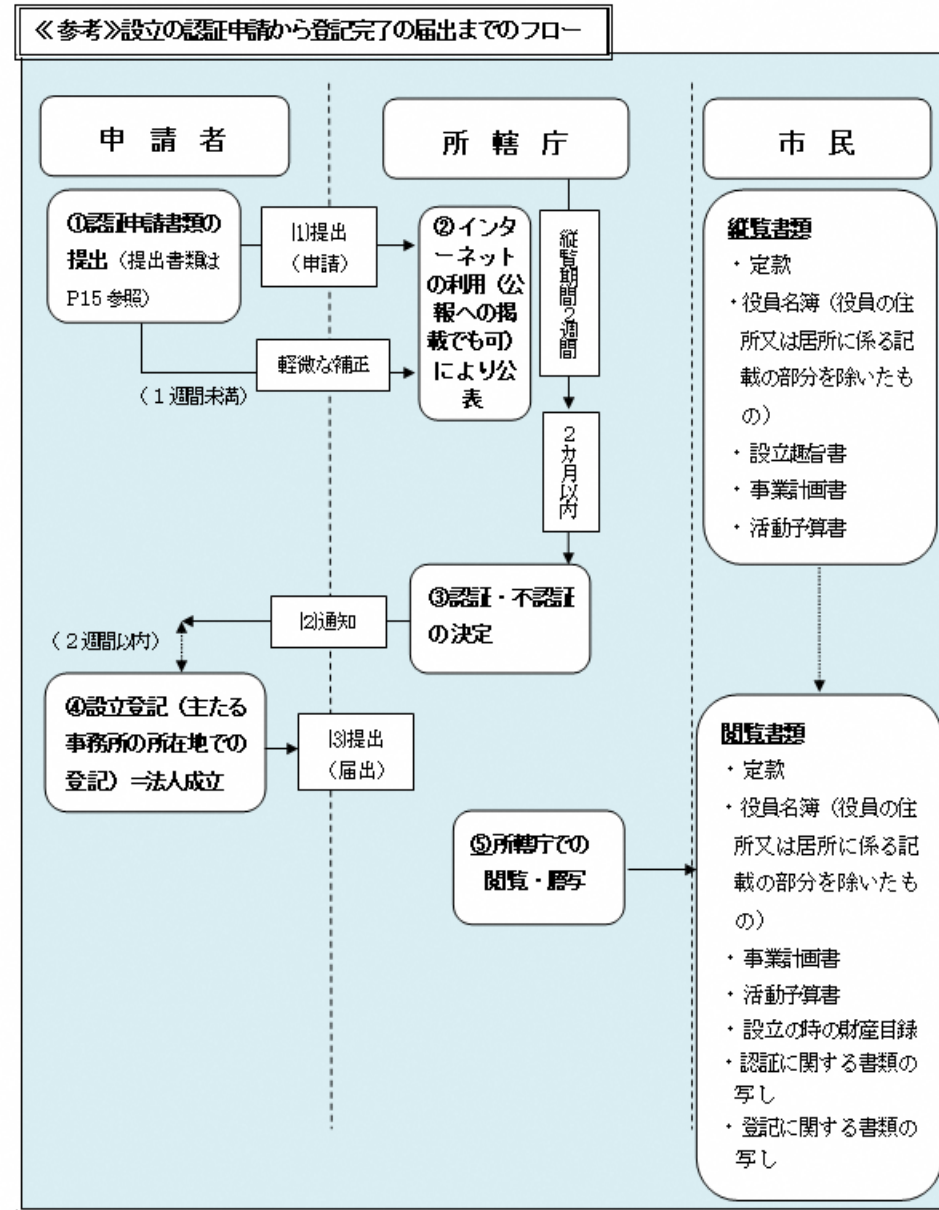
NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法13②）。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届け出までのフロー(P.14)

【修正前】



【修正後】



第4章1(3)定款の変更・イ認証が必要な場合(P.159)

イ 認証が必要な場合

NPO 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります(法 25③④)。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りです。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りです。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

(注1) 当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

【令和2年改正点】

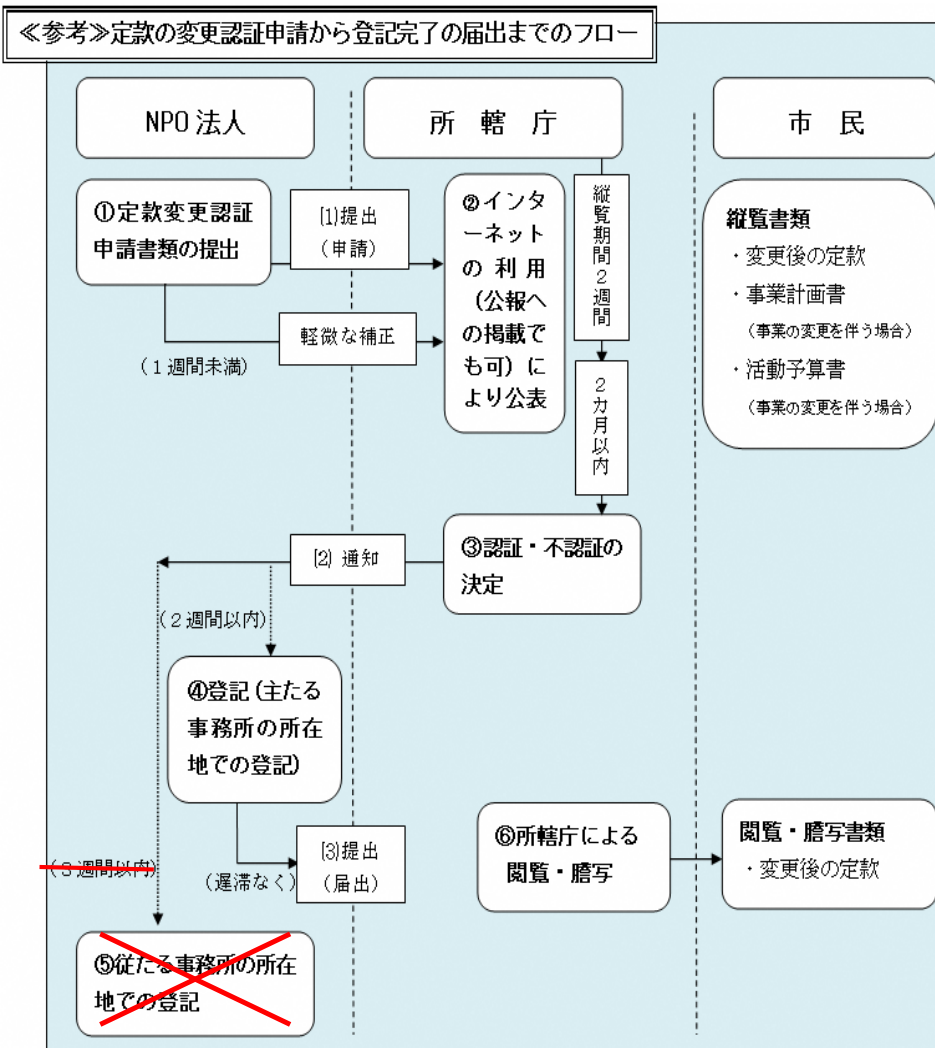
定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います(法 25⑤)。

認証後、NPO 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、~~3週間以内に主たる事務所の所在地での登記~~が必要となります(組登令3①、~~組登令11⑤~~)。

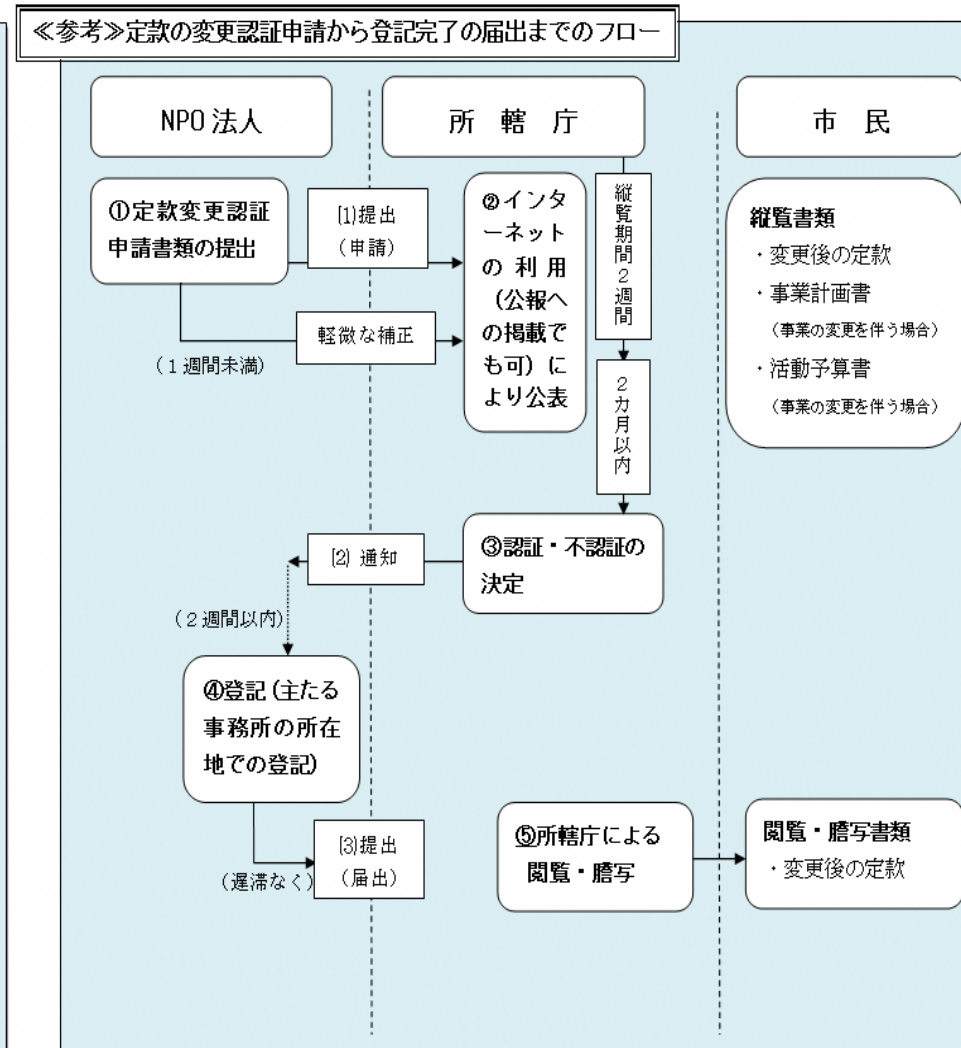
登記完了後、NPO 法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります(法 25⑦)。

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー(P.161)

【修正前】



【修正後】

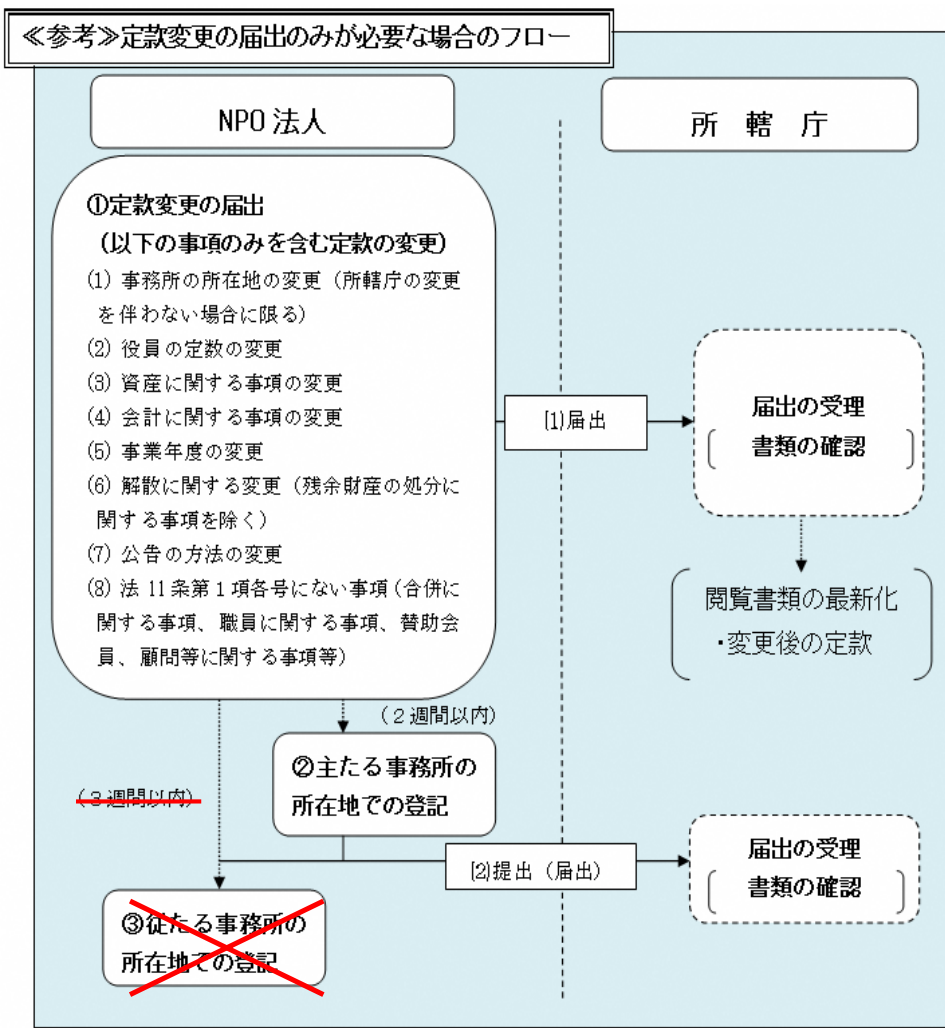


□ 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

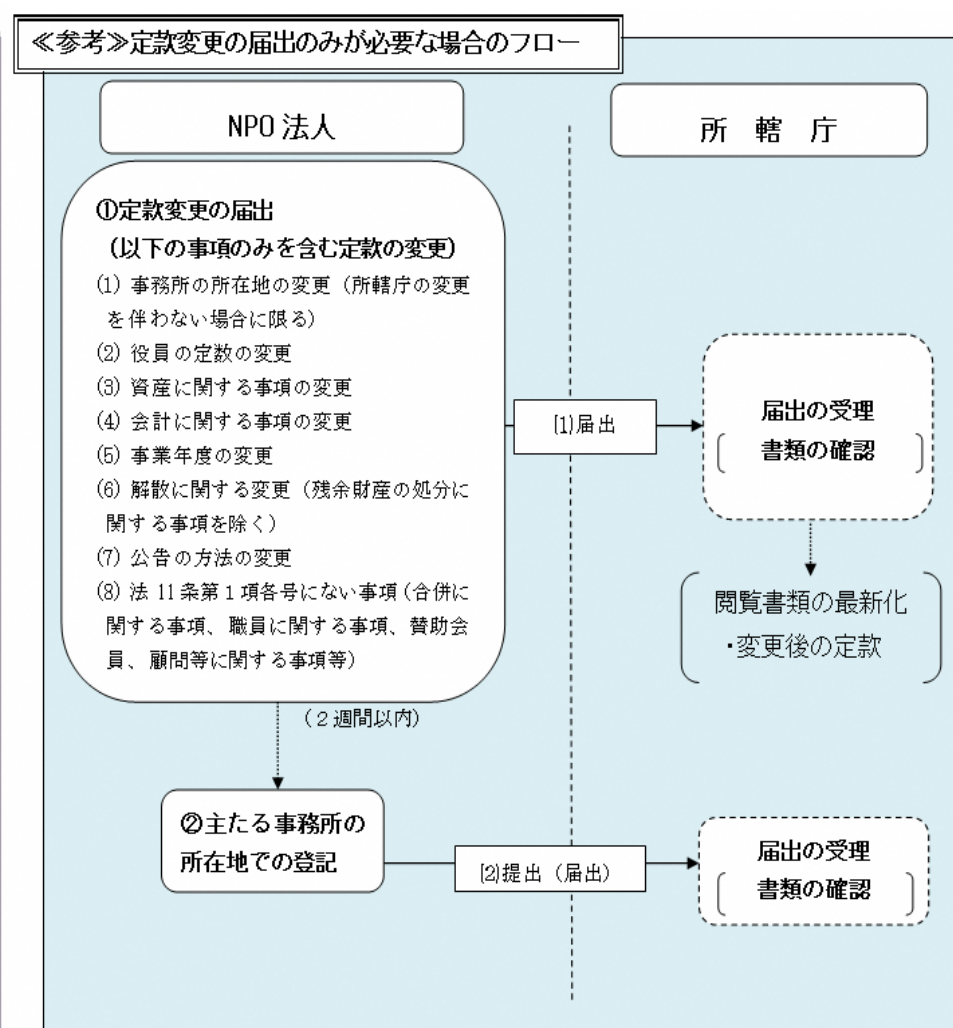
所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の数の変更などの以下のフローの①(1)～(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 25⑥）。また、法人は、事務所の所在地の変更があった登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、~~3週間以内に従たる事務所の所在地での登記~~が必要となります（組登令 3①、~~組登令 11④~~）。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー(P.162)

【修正前】



【修正後】



手引きQ&A問16・17(P.268)

(問16) 登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組登令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。~~従たる事務所がある場合には、組登令第11条第1項第1号の規定により、設立の登記をした後2週間以内に登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合には、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります。~~

~~また、法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。~~

~~なお、令和4年9月1日以降、組合等登記令の改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。~~

(問17) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

(答) 設立の登記によって法人として成立したことになりますが、~~これだけで設立の手続きは終わりではありません。~~

~~まずこれに加え、登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります(法13②)。~~

~~また、NPO法人は、設立の登記をした後2週間以内に、従たる事務所の所在地においても、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合は、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります(組登令11①)。~~

手引きQ&A問50・87(P.279)

(問50) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証が必要な場合)の手続と提出書類は何ですか。

(答) 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです(法25④)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用(公報への掲載でも可)により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります(法25⑤)。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張(法令用語では「対抗」)することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地においては定款変更の認証を受けてから2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては、3週間以内~~に行う必要があります(組登令3①、11⑥)。

(問51) 定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

(答) 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません(法25③)。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人(所轄庁は千葉市)が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人(所轄庁は神奈川県)が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。
- ② 役員の定数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解雇に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項(具体的には事務所の所在地の変更)については、**主たる事務所の所在地において、登記の変更をしなければなりません**ので、注意が必要です。

(問87) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組登令第8条、~~第11条第1項第2号及び第13条の規定により~~、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から主たる事務所の所在地において2週間以内、~~従たる事務所の所在地において2週間以内~~に以下の登記を行うこととなります。

- ① 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地のみで解散の登記
- ② 合併後存続する法人については、主たる事務所及び~~従たる事務所~~の所在地で変更の登記
(ただし、~~組登令第11条第2項各号に変更が生じない場合は主たる事務所の所在地のみ~~)
- ③ 合併により設立する法人については、主たる事務所及び~~従たる事務所~~の所在地で設立の登記
また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。